

## 名誉会員推薦規程

- 1 本会の会則第5条(5)に基づく名誉会員の推薦は、本規程の定めるところによる。
- 2 名誉会員は、次のいずれかに該当する正会員のうちから理事会が推薦する。
  - (1) 認知心理学関連領域の研究で、学術上顕著な功績をもつ者
  - (2) 本会の運営上、特に功労のあった者
- 3 名誉会員には、総会の議決を経たのち名誉会員称号証書の交付を行う。
- 4 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

### 附 則

- 1 本規程は、2019年5月26日より施行する。